

# 業 務 設 計 書

令和8年度

農林水産振興部農林水産整備課

|       |                      |
|-------|----------------------|
| 業 務 名 | 吉母漁港ポンプ場清掃及び汚泥収集運搬業務 |
|-------|----------------------|

下 関 市

# 業 務 設 計 書

農林水産振興部農林水産整備課

|                    |                                |      |      |     |     |     |       |   |   |
|--------------------|--------------------------------|------|------|-----|-----|-----|-------|---|---|
|                    | 課 長                            | 課長補佐 | 課長補佐 | 主 査 | 主 任 | 検 算 | 設 計 者 |   |   |
| 施 工 年 度            | 令和8年度                          |      |      |     |     |     |       |   |   |
| 業 務 名              | 吉母漁港ポンプ場清掃及び汚泥収集運搬業務           |      |      |     |     |     |       |   |   |
| 業 務 場 所            | 下関市 大字吉母字黒嶋458-1               |      |      |     |     |     |       |   |   |
| 業 務 概 要            | 吉母漁港ポンプ場の清掃及び汚泥（産業廃棄物）の収集運搬 一式 |      |      |     |     |     |       |   |   |
|                    |                                |      |      |     |     |     |       |   |   |
|                    |                                |      |      |     |     |     |       |   |   |
|                    |                                |      |      |     |     |     |       |   |   |
|                    |                                |      |      |     |     |     |       |   |   |
|                    |                                |      |      |     |     |     |       |   |   |
|                    |                                |      |      |     |     |     |       |   |   |
|                    |                                |      |      |     |     |     |       |   |   |
| 履 行 期 間            | 着手後 日間 令和 年 月 日から令和9年3月31日まで   |      |      |     |     |     |       |   |   |
| 設 計 金 額<br>(元設計金額) | 億                              | 千    | 百    | 拾   | 万   | 千   | 百     | 拾 | 円 |
| 変 更 設 計 額          | 億                              | 千    | 百    | 拾   | 万   | 千   | 百     | 拾 | 円 |
| 精 算 見 込 額          | 億                              | 千    | 百    | 拾   | 万   | 千   | 百     | 拾 | 円 |



清掃業務

単第0-0001表

1 式 当り

| 費目 工種 施工名称                                                                                                                                                                    | 単位 | 数 量  | 単 価 | 金 額 | 摘 要             |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|------|-----|-----|-----------------|
| 清掃業務                                                                                                                                                                          | 人  |      |     |     | 数量：D×24<br>単価：A |
|                                                                                                                                                                               |    |      |     |     |                 |
|                                                                                                                                                                               |    |      |     |     |                 |
| <p>軽作業員数</p> <p>1 回当り軽作業員人数 <math>C \times (B \div 8) = D</math> 人</p> <p>1 回当り作業時間 C 人</p> <p>B 時間</p> <p>労務単価</p> <p>軽作業員の労務単価（所定労働時間内8時間当り） A 円 県労務単価</p> <p>清掃回数 24 回</p> |    |      |     |     |                 |
|                                                                                                                                                                               |    |      |     |     |                 |
|                                                                                                                                                                               |    |      |     |     |                 |
|                                                                                                                                                                               |    |      |     |     |                 |
|                                                                                                                                                                               |    |      |     |     |                 |
|                                                                                                                                                                               |    |      |     |     |                 |
|                                                                                                                                                                               |    |      |     |     |                 |
|                                                                                                                                                                               |    |      |     |     |                 |
|                                                                                                                                                                               |    |      |     |     |                 |
| 合 計                                                                                                                                                                           | 式  | 1.00 |     |     |                 |

## 仕様書

- 1 業務名 吉母漁港ポンプ場清掃及び汚泥収集運搬業務
- 2 履行期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- 3 業務場所 下関市大字吉母字黒嶋458-1
- 4 施設規模  
鉄筋コンクリート造 地上1階  
延べ床面積 89.60㎡ 敷地面積 1,001.20㎡
- 5 業務概要  
吉母漁港ポンプ場の清掃及び汚泥（産業廃棄物）の収集運搬 一式
- 6 業務内容
  - (1) ポンプ場内の清掃（塵芥の掻き上げ等）は月に2回実施すること。  
※清掃間隔は2週間以上空けること。ただし、委託者からの指示を受けた場合はこの限りではない。
  - (2) 清掃により発生した汚泥（産業廃棄物）の収集運搬は、月に1回実施することとし、市が指定する次の場所（予定）に搬入すること。  
下関市豊浦町大字吉永字大神田403-9  
大村産業建設株式会社
  - (3) 受託者は、委託者が必要と認めた軽微な作業については、記載の有無にかかわらず、契約額の範囲内において実施することとする。
- 7 故障時における受託者の処理  
ポンプ場内の異常故障を確認した時は、直ちに委託者に報告し、委託者の指示を受けること。
- 8 対象施設の施錠及び鍵の貸与  
対象施設の施錠及び鍵の貸与については、次のとおりとする。
  - (1) 出入り口は常時閉めておき、部外者が立ち入らないように注意すること。

- (2) 処理場の点検に必要な鍵を一組貸与する。鍵は受託者の責で管理し第三者に再貸与してはならない。
- (3) この契約の終了時には、貸与した施設の鍵を返還すること。

## 9 提出書類

受託者は、清掃等の成果報告書を月ごとに作成し、作業等実施後に産業廃棄物管理票（マニフェスト）のB2票とあわせて、速やかに委託者に提出し、履行の確認を受けるものとする。

## 10 費用負担区分

業務の実施に際して、産業廃棄物管理票（マニフェスト）は委託者が支給するが、業務に必要な消耗品、機材等は受託者の負担とする。その他管理上特別に必要なものについては、別途協議する。

### 11 環境に関する配慮事項

別紙2「特記仕様書（環境編簡易）」のとおり

### 12 下関市暴力団排除条例による措置

別紙3「下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項」とおり

### 13 その他

- (1) 業務の実施に際しては、受託者は、関係法令を遵守し安全対策を万全に期すること。
- (2) 従事者の故意又は重大な過失によって、第三者及び委託者の工作物その他のものに損害を与えた場合は、発生の原因、経過、被害の内容等について速やかに報告書を提出するとともに、受託者の責任においてその損害を賠償すること。
- (3) 吉母地区内で、作業に携わる車両等が通行する場合は、徐行運転を行い、地域住民及び車両等の安全確保に努めること。
- (4) この仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者の協議の上、これを定めるものとする。

特記仕様書（環境編簡易）

下関市は、「しものせきエコマネジメントプラン」に基づいた環境マネジメントシステムを構築し、「下関市環境方針」に基づき、下関市の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。この取り組みには受託者の協力が不可欠であり、業務関係者の業務の管理や業務の実施などに当たり、受託者は、「しものせきエコマネジメントプラン」の趣旨を理解し、次の項目について実施すること。

1 環境関連法令について

受託者は、業務の実施に際しては、環境関連法令を遵守し、常に適切な管理を行うこと。

2 事故発生時の対応

受託者は、業務の実施中に事故が発生した場合は、必要な処置を講ずるとともに下関市へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

3 苦情発生時の対応

受託者は、業務に関する苦情を受け付けたときは、応急的な措置が必要な場合は応急処置を講ずるとともに下関市へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

4 配慮事項

受託者は、業務の実施に際しては、次の各号に配慮すること。

- (1) 使用する車両から排出するガス及び騒音振動を低減するようできる限りエコドライブを励行すること。
- (2) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り再生紙等を利用すること。
- (3) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り両面印刷に努めること。
- (4) 環境ラベリング制度（エコマーク・グリーンマーク）の対象となっている製品を可能な限り積極的に使用すること。
- (5) 使用する物品は、可能な限り再生品を使用すること。
- (6) リサイクル（分別）可能な製品を積極的に使用すること。
- (7) 公共交通機関の利用及び効率的に車を使用すること。
- (8) 業務の実施箇所周辺の環境に与える負荷の抑制及び周辺地区の環境美化に努めること。

下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項

(総則)

第1条 下関市と受託者は、下関市暴力団排除条例（平成23年条例第42号）第3条に規定する基本理念に基づき、同条例第6条の規定による措置として、この特記事項を設ける。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2条 下関市は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、受託者に対しなんらの催告を要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくはこの契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材、原材料等の購入契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 受託者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料等の購入契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、下関市が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属及び損害賠償については、この特記事項が付加される契約（以下「本契約」という。）の規定による。  
（関係機関への照会等）

第3条 下関市は、暴力団を排除する目的のため、必要と認めるときは、受託者に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求め、その情報を管轄の警察署に提供して、受託者が前条第1項各号に該当するか否かについて、照会できるものとする。

2 受託者は、前項の規定により、下関市が当該警察署に照会を行うことについて、承諾するものとする。  
（本契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置）

第4条 受託者は、自ら又は本契約の下請若しくは受託をさせた者（この条において「下請事業者等」という。）が、暴力団又は暴力団員から、本契約の適正な履行の妨害又は本契約に係る不当要求を受けたときは、き然として拒否し、その旨を速やかに下関市に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。

2 下関市、受託者及び下請事業者等は、前項の場合において、管轄の警察署と協力して、本契約の履行の妨害又は本契約に係る不当要求を排除する対策を講じるものとする。

## 位置図

業務名 吉母漁港ポンプ場清掃及び汚泥収集運搬業務  
業務場所 下関市大字吉母字黒嶋458-1



吉母漁港